奈良県の農地バンクの取組・現状

公益財団法人なら担い手・農地サポートセンター 事務局長 田中 利亨

なら担い手・農地サポートセンター概要

- 〇昭和47年8月 奈良県農業振興公社設立
- 〇平成26年4月 農地中間管理機構指定
- ・昭和47年8月に「財団法人奈良県農業振興公社」として設立以来、 農地保有合理化事業(S45創設、公社が農地買入→売渡・貸付)等を進めた
- ・平成26年4月に公益財団法人へ移行し、農地中間管理機構の指定を受け、 同年6月には「公益財団法人なら担い手・農地サポートセンター」に改称

サポセンを活用するメリット

貸 借り手の農業者が農地を管理してくれます。

④ 煩雑な書類を作成する必要がありません。

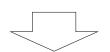
貸し付け期間 (概ね10年) が終われば農地は返却されます。

公的機関だから安心です。

農地中間管理事業とは

- ●農地の貸借は、かつては 「**農地法の許可」**によるものが主流
- ●しかし農地法では貸借が法定更新 (期間満了の1年~半年前に申し出をしないと自動更新 → 一旦農地を貸すと還ってこないイメージ)

高齢化、後継者がいない状況で、 農地集積が進まない**弊害**



平成25年の「農業経営基盤強化法改正」、 「農地中間管理事業法制定」により、

- ・農地所有者が農地中間管理機構に 農地を貸し付け、
- ・農地中間管理機構が耕作者(担い手)に 農地を貸し付ける



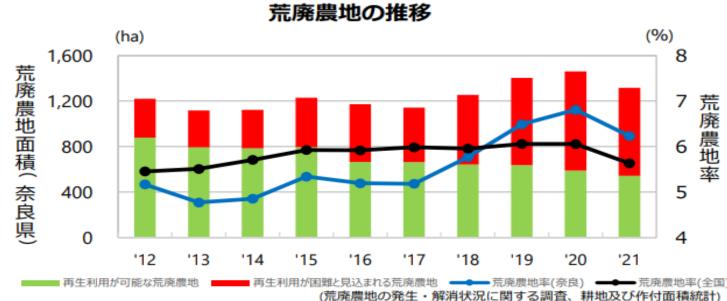
新しい仕組み(=公的機関によるマッチング)が創設

県内農地の状況

- ○奈良県の耕地面積は、県土の5.3%にあたる<u>19,600ha</u>
- ○直近R3の荒廃農地は、農地の6.2%にあたる1,316ha

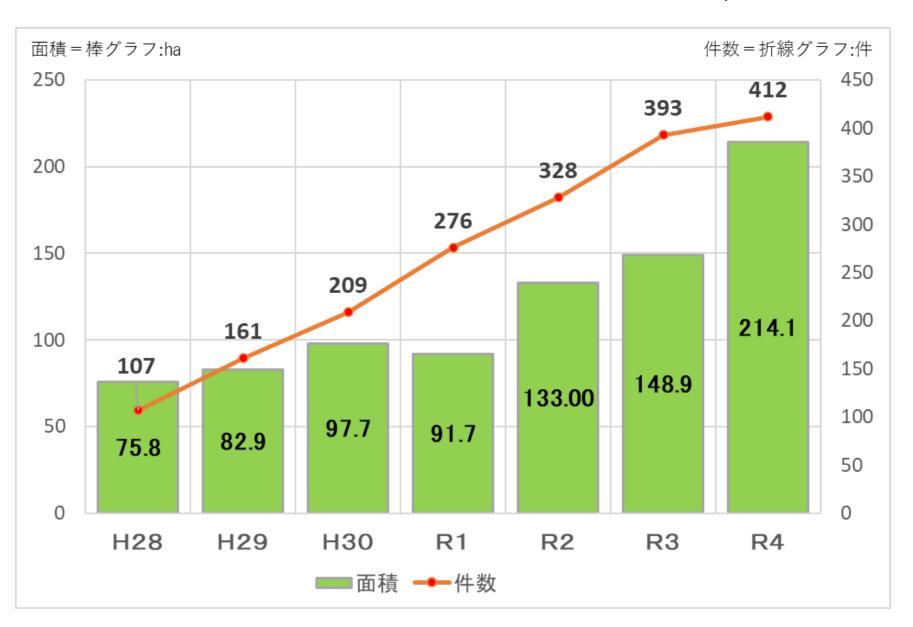
令和5年度奈良県農業の概要(県食農部作成)





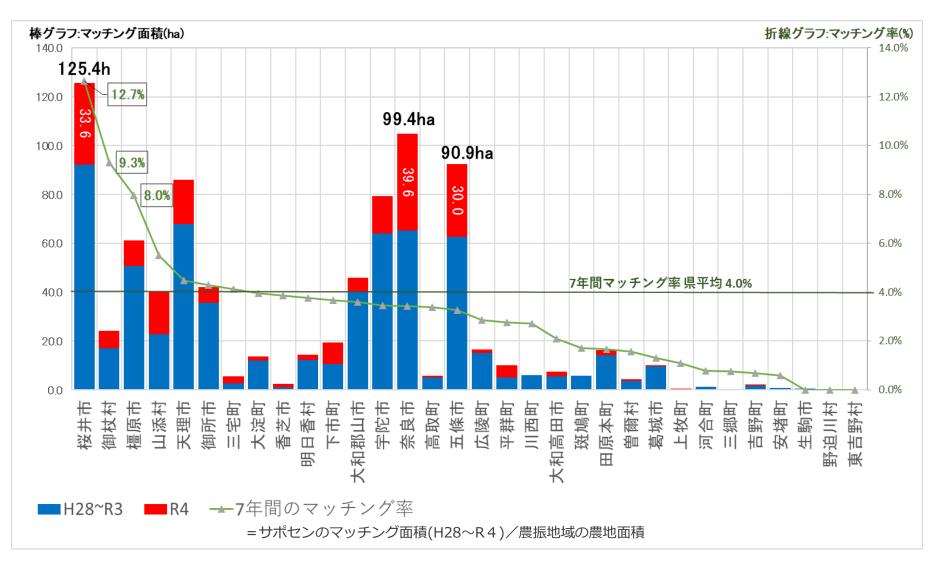
サポートセンターによるマッチング実績(H28~R4)

〇マッチング面積、件数は年々増加。サポセン発足以来の累積面積は1,044ha

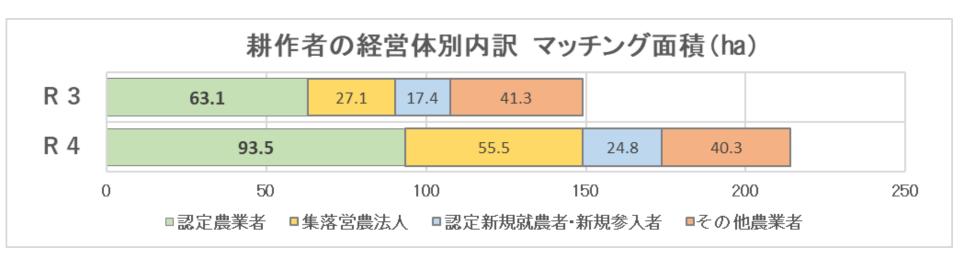


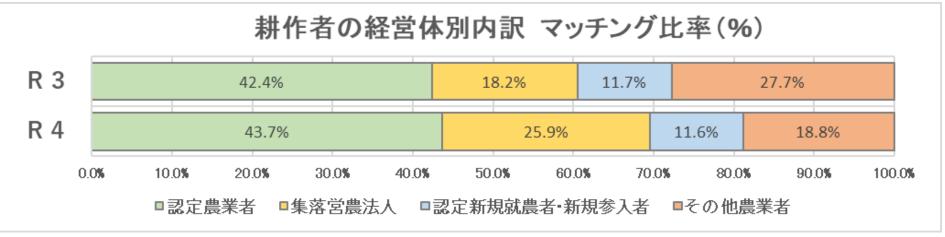
市町村別のマッチング面積とマッチング率 (H28~R4)

- R4年度のマッチング面積(棒グラフ(赤色))は、奈良市、桜井市、五條市が多い
- 7年間のマッチング面積(棒グラフ(青色+赤色))は、桜井市、奈良市、五條市が多い
- 7年間のマッチング率(折れ線グラフ、単位は左)は、桜井市、御杖村、橿原市が高い



サポセンから農地を借りる耕作者





※認定農業者 経営改善計画を作成し、市町村等が計画を認定した者 ※認定新規就農者 青年等就農計画を作成し、市町村が計画を認定した者 ※集落営農法人 集落単位で農業生産過程の全部または一部を共同で取り組む法人

農地マッチングの課題と今後の展開

地 の 課 題

農

条件の悪い農地はマッチング困難

•未接道、斜面地、狭隘地、日照・用排水等に課題 のある条件の悪い農地は、耕作者が見つからない ※貸付申込のあった農地のうち約2割はマッチング未成立



農地整備等で流動性を高める

- ・農地整備で農地は良くなるが、地元負担が必要
- ・再生困難な荒廃農地は、市町村農委が非農地 判断し、農地以外の活用を促進

地 権 者 の 課題

農地を貸したくない地権者の存在

・奈良県に限らず、転用期待から農地を貸そうと しない地権者が存在するのは都市近郊の特徴 ※2万ha弱の耕地面積のうち、サポセンのマッチング面積は 10年経過しても1,000ha余り



農地所有者の意識をどう変えるか

- ・特に、農地を相続した人へサポセンのPRが必要
- ・市町村は、地域での農業の在り方や、1筆ごとの将 来の耕作者を特定した「地域計画」を策定すること が法定化された

耕 作 者 の 課 題

農地を借りる担い手が不足

・サポセンから20ha以上を借りる大口担い手も存在 するが、農地が点在するなど非効率、いよいよ頭打 ちの状況。また一般的に、担い手の高齢化も課題



担い手支援と多様な担い手誘導

- ・農地を活用する大口借受者の育成が必要
- ・新規就農のほとんどは、イチゴや野菜などを選択 生産額向上には貢献するが、農地活用はわずか